

集団的自衛権

歯止めなき武力行使へ

安倍晋三政権は7月1日、集団的自衛権行使を禁じてきた従来の憲法解釈を変え、行使を認める閣議決定をしました。「戦争に巻き込まれる恐れは一層なくなる。再び戦争する国になることはあり得ない」。安倍首相は同日の記者会見でこう繰り返し、武力行使が際限なく広がりかねません。

武力行使容認の旧新3要件

わが国に対する急迫不正の侵害があること

↓
我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に

1
これを排除するために他に適当な手段がないこと

↓
これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき

2
必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

↓
必要最小限度の実力を行使すること



日本平和委員会

2014年8月発行
一人ひとりの平和の願いをもとに行動する平和NGOです

<http://j-peace.org/>

東京都港区芝1-4-9平和会館4階

TEL03-3451-6377 FAX03-3451-6277